



福井労働局

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和4年8月8日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 細川 雅嘉

賃金指導官 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県最低賃金 時間額 888円を答申

—現行 858円を30円引上げ—

福井地方最低賃金審議会（会長 新宮晋）は、本年7月5日、福井労働局長（田原孝明）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月8日、福井労働局長に対して答申を行った。

内容は、現行の福井県最低賃金時間額を30円、引上げ率にして3.50%引上げ、1時間888円に改正するよう答申されたものである。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入った。（発効予定日 令和4年10月2日）

参 考

福井県最低賃金の推移

	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	中賃目安額 (円) *
平成 15 年	6 4 2	0	0. 0 0	0
平成 16 年	6 4 3	1	0. 1 6	0
平成 17 年	6 4 5	2	0. 3 1	3
平成 18 年	6 4 9	4	0. 6 2	3
平成 19 年	6 5 9	1 0	1. 5 4	1 0
平成 20 年	6 7 0	1 1	1. 6 7	1 0
平成 21 年	6 7 1	1	0. 1 5	—
平成 22 年	6 8 3	1 2	1. 7 9	1 0
平成 23 年	6 8 4	1	0. 1 5	1
平成 24 年	6 9 0	6	0. 8 8	4
平成 25 年	7 0 1	1 1	1. 5 9	1 0
平成 26 年	7 1 6	1 5	2. 1 4	1 4
平成 27 年	7 3 2	1 6	2. 2 3	1 6
平成 28 年	7 5 4	2 2	3. 0 1	2 2
平成 29 年	7 7 8	2 4	3. 1 8	2 4
平成 30 年	8 0 3	2 5	3. 2 1	2 5
令和元年	8 2 9	2 6	3. 2 4	2 6
令和 2 年	8 3 0	1	0. 1 2	—
令和 3 年	8 5 8	2 8	3. 3 7	2 8
令和 4 年	8 8 8	3 0	3. 5 0	3 0

*中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。

なお、平成 21 年と令和 2 年は目安が示されなかったもの。